

稲敷市地域公共交通計画策定業務仕様書

第1条 件名 稲敷市地域公共交通計画策定業務

第2条 委託期間 契約締結の翌日 ～ 令和4年3月10日まで

第3条 業務内容

1 概要

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に規定する地域公共交通計画を策定するため、必要な調査、分析、課題抽出及び解決策の提案を行い、計画案を作成する。また計画策定に必要な議論を実施するため協議会運営の支援を実施する。

2 背景（本市の現状及び問題点）

本市は茨城県南部に位置し、人口39,565人（令和3年4月1日現在）、総面積205.81km²のうち宅地が15.87km²、田畑が96.52km²を占める田園地域である。市域の南東部は、利根川、霞ヶ浦沿いに広大な平野が広がり、農家集落が点在している。また、北西部の一部では都市計画法第7条に定める区域区分決定前のスプロール現象により、畑、山林の中に薄く広く住宅地が点在している区域もある。

本市は鉄道がなく、国道51号、125号、408号及び県道による道路交通網が主軸となっている。公共交通は、周辺市町の鉄道駅へアクセスする地域間幹線系統及び地域間バス系統が、高校生の通学手段、総合病院への通院手段、本市への来訪手段として主軸を担っている。しかし、近年の利用者減少により、地域間幹線補助の下限を下回る可能性が生じ、また、他市と共同負担で運行している地域間バス系統についても他市の負担打ち切りの可能性が生じており、地域間交通の在り方及び対策の検討が急務となっている。

また、本市は小学生の通学に路線バス、コミュニティバスを活用し、それをもって、多数の地域内バス路線を維持してきた経緯があるが、近年の小学校統廃合に伴いスクールバス化が進むことで、路線バス利用者が大幅に減少する事態となっており、地域内交通の在り方を再検討する必要性が生じている。

本市の高齢化率は37.6%（令和3年4月1日現在）にのぼり、高齢者の増加等により、バス停まで歩行困難な高齢者が増加し、より小回りの利く交通モードが求められている。高齢者の移動手段の確保および公費負担の軽減の両立を図りながら、持続可能な公共交通の検討が必要となっている。

本市では、平成20年度より交通空白地をカバーするためタクシー助成券制度を実施し、ファーストワンマイルの移動手段として活用してきた。しかし、近年タクシー事業者の廃業が相次ぎ、市域の半分がタクシー空白地となっているが、隣接市町村が異なる交通圏に属するため、タクシー利用が困難となっており対策に苦慮している。

3 計画の基本事項

(1) 計画区域

稲敷市全域

(2) 計画期間

令和4年4月から令和9年3月まで

(3) 業務遂行基準

受注者は、本業務を遂行するにあたり、専門的知識を有する業務主任担当者（以下「主任技術者」という。）をもって、秩序正しい業務を履行させるとともに、高度な技術を要するものについては、相当の能力及び経験を有する業務担当者を配置させるものとする。また、本市と関わりのある専門家・アドバイザーの活用も推奨する。

4 計画策定の中で検討すべき事項

- ・ 沿線市町村と考えの異なる地域間交通の在り方を整理し、注力すべき施策の方向性を検討する
- ・ スクールバス化により利用が減少している地域内交通の在り方を整理し、路線の統廃合や路線バス通学への回帰といった選択肢を含め、地元住民とともに方向性を検討する。
- ・ タクシー空白地を補完する施策として、デマンド型交通の導入や、運送法20条2号の適用といった選択肢を含め方向性を検討する。
- ・ バスマップ及び時刻表作成事業、タクシー助成券事業、通学定期券補助事業を公共交通利用促進事業と位置づけ、効果検証やPDCAの手続きの明確化を検討する。

5 スケジュール

別紙「スケジュール案」のとおり

6 業務内容

(1) 現状整理、課題抽出

- ・ 平成28年稲敷市地域公共交通計画の策定以降に実施した、路線再編等の経過を整理する。
- ・ 路線バス及びタクシーのみならず、スクールバス、商業施設送迎バス、医療機関送迎バス等の住民の移動手段の現状について、事業者・利用者等とヒアリングを実施し、調査・整理する。なお、既に把握している交通モードを別紙「市内公共交通一覧」に示す。
- ・ 平成30年から令和2年にかけて旧町村単位で実施した住民アンケートの結果を再整理し、市全体として住民の求める公共交通の姿を明らかにする。
- ・ 上位関連計画における公共交通の考え方を整理する。
- ・ RESAS等を活用して、人口動態、観光需要、その他の統計データを整理する。
- ・ 現状整理を踏まえて、計画策定において議論すべき課題を抽出する

- ・ 不足する情報を補うため、プロポーザルに基づき追加の調査・分析を実施することができる。また、人口推計に基づく将来の需要予測を実施できることが望ましい。
- (2) 基本方針・目標、目標実現のための施策の検討、及び、地域公共交通計画素案作成
- ・ 「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（令和2年11月国土交通省）」に基づき計画に記載する項目を設定する。
 - ・ 計画の基本方針、計画に位置付ける目標、目標実現のための施策の検討等については、稲敷市地域公共交通活性化協議会での議論を踏まえて記載すること。
 - ・ プロポーザルにおいて受託者の知見を活かした施策提案がある場合には、当該内容について稲敷地域公共交通活性化協議会で議論したうえで記載すること。
- (3) パブリックコメントの実施支援
- ・ 稲敷市地域公共交通計画素案に関して、広く市民の意見を集約する目的でパブリックコメントの資料作成・意見取りまとめの支援を行う。必要な意見に関しては計画に反映する。
- (4) 協議会運営支援
- ・ 稲敷市地域公共交通活性化協議会及び分科会において報告又は協議するに必要な資料の作成を支援する。
 - ・ 協議会及び分科会における議事録又は議事要旨を作成する。
 - ・ 会議の回数は、協議会3回、分科会3回程度を想定する。

7 打合せ

- ・ 業務遂行に必要な打合を、少なくとも4回以上実施する。打合せ場所は、稲敷市役所を基本とし、協議により変更できる。
- ・ その他、スムーズな意思疎通を図り業務の手戻りを防ぐため、電話、メール等で随時打合せを実施すること。

第4条 成果品

(1) 計画書

A4サイズ、50頁程度。ただし、既存報告書等を編纂する場合は、頁数に含まない。

MS Wordにより作成し、電子データ（Word及びPDF）を納品すること。

(2) 議事録及び議事要旨

MS Wordにより作成すること。会議の都度、速やかに作成し電子メールで納品すること。

第5条 注意事項

- (1) 本業務において作成した成果物の著作権は、稲敷市地域公共交通活性化協議会に帰属する。
- (2) 受託者は本業務の遂行に必要な知識・実務経験を有する者を主任技術者として置き、

適切な人員配置のもとで進めることとする。

- (3) 受託者は業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (4) 業務完了後に受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これらに対する経費は、受託者の負担とする。
- (5) 業務を実施するに当たり、市が所有する資料等は無償にて貸与する。なお、万一、資料等に損傷を与えた場合は、受託者が責任を持って修復すること。
- (6) 受託者は本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項や、業務の実施にあたり疑義が生じた場合は速やかに市と協議すること。